船橋市監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から令和元年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和3年12月7日

船橋市監査委員 栗 林 紀 子

同 薪 藤 弘 之

同 大 矢 敏 子

同 橋 本 和 子

平成15年度

市長からの通知年月日 令和3年10月28日

年度管 理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	(令和3年7月1日現任)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
74	アンデルセン公園(公園緑地課)	67	監査結果	付属設備の台帳が整備されていない		令和2年度は主要な公園施設以外の台帳整備を 行った。	主要な公園施設の台帳整備を順次行う。